



これって犯罪？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 椎谷 玲香

(函館弁護士会所属)



■新型コロナウイルス関連の給付金の不正受給に関して、逮捕者が続出しています。大して悪いこととは思わずにやったことが、実は犯罪に当たるということはよくあります。今日は、これって犯罪に当たると思われるかもしれない事例についてご紹介します。

■「これって犯罪？」事例集

【事例1】先日行ったお店の対応が悪く、不快な思いをしたので、SNSに書き込みました。みんなのためになる情報だし、嘘は書いていないのだから、罪には当たらないと思います。

【答1】名誉毀損罪(刑法230条)に当たる可能性があります。公共の利害に関する事実であり、かつ、真実であることが証明できれば、罰しない旨の規定はありますが、「公共の利害に関する」といえるのは、政治家の不祥事など、極めて限定された範囲のみであり、一般の飲食店の接客対応に関する情報はこれに当たらないと思われます。

【事例2】隣の人と喧嘩したので、その人の自転車のカゴに入っていた食品の上に、生ゴミを置きました。食品の品質には問題がないから、罪には当たらないと思います。

【答2】器物損壊罪(刑法261条)に当たる可能性があります。器物損壊罪にいう「損壊」とは、物理的に壊すことに限らず、心理的に使えなくすることも含まれます。生ゴミに触れた食品は、一般的には、心理的に食べる事ができなくなるものといえるので、この罪に当たる可能性があります。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-3383)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

フィッシング被害に注意!!

○**実在する通信事業者をかたって、「ご利用料金のお支払い確認が取れておりません。」**

「お客様がご利用のアカウントが不正利用の可能性があります。」などという偽メールが送られてきて、メールに含まれるリンクをクリックしてしまうと不正サイトへ誘導し、その後、指示されるままに不正アプリをインストールするとスマートフォンが乗っ取られ、高額な電子ギフトカードを購入させられてしまいます。

○**被害に遭わないため、次のことに気をつけてください。**

- ・上記のような連絡が来ても絶対にURLへアクセスしない。
- ・IDやパスワード、暗証番号などを不用意に入力しない。
- ・もし、不正なアプリをインストールしてしまったら、八雲警察署や通信事業者へ連絡する。

冬の交通安全運動「夕暮れ時 あなたを守る 反射材」

【運動期間】11月13日(土)～22日(月)までの10日間

11月は日没時間が早まり、交差点などで歩行者が被害者となる交通事故の発生が懸念されます。反射材を身につけて交通事故からの被害を防止しましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110